

Google ビジネスプロフィール (GBP)

サイテーションオプション利用約款

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）が提供する「Google ビジネスプロフィール登録運用代行サービス」（以下「原サービス」といい、原サービスに適用される約款を「原約款」という）を利用する者が、原サービスの追加オプションとして「サイテーションサービス」（以下「本サービス」という）の利用を希望し、当社がこれを承諾した者（以下「利用者」といいます）と当社との間で本サービスの利用にかかる契約条件を定めるものです。
2. 本規約に定めのない事項については原約款が適用され、本規約と原約款の定めが相反する場合は、本規約の定めが優先して適用されます。
3. 本約款における用語の定義は、本約款に別段の定めがある場合又は当該用語が文脈上別段の意味を有することが明白である場合を除き、原約款の定めに従う。

第2条 (本契約の成立及び条件)

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、本サービスの利用に先立ち、当社所定の新規取引申請書又は取引申請画面等（以下併せて「申請書等」といいます）に必要事項を記入し、当社所定の手続きに従って、当社に申請書等を提出又は送信（以下併せて「提出」といいます）するものとします。かかる申請書等の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。なお、申請書等の提出にあたって、利用者は、自己の事業に必要な許認可等を取得していることを表明し、保証するものとします。
2. 当社は、利用希望者による申請書等の提出後、利用希望者による本サービスの利用の可否について当社所定の審査基準（取引禁止業種基準、取引忌避業種基準を含みますがこれらに限られません）に従って審査する場合があります。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は本サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、遅滞なく利用希望者に対しその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさ

ない理由及び本サービスを利用することができない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べるることができないものとします。

- (1) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 申請書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
 - (3) 事業に必要な許認可を取得していない場合
 - (4) 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係性があると当社が判断した場合
 - (6) その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不相当であると判断した場合
3. 利用希望者による申請書の提出等を当社が認めた日をもって、当社と利用希望者との間で本サービスにかかる契約（以下「本契約」といいます）が成立します。

第3条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、以下のとおりとします。
 - (1) Google ビジネスプロフィールの MEO 対策外部施策として、地図アプリやクチコミサイト、音声アシスタントに店舗情報を同期及び送信するサイテーション（以下「サイテーション」という）を代行するサービス
 - (2) サイテーションは株式会社リカバリー（以下「リカバリー社」という）が提供するプラットフォーム「Uberall」を利用し、利用者が運営・管理する対象施設等の営業情報（以下「利用者コンテンツ」という）を、複数のパブリッシャーサイト（検索サイト、SNS、地図情報サービス等）に一括して掲載することを可能とするサービス
2. 当社は、利用者のロケーション及びこれに関する利用者コンテンツを、随時、本サービスに登録します。
3. 当社は本サービスにおける更新作業完了後、利用者に対し更新内容の確認を依頼し、利用者は、当該依

頼を受けた日から 5 営業日以内に更新内容を確認し、これを承諾するか否かを当社に対し通知するものとします。当該期間内に利用者から何らの意思表示もない場合、当社は利用者が当該更新内容につき承諾したものとみなし、利用者が承諾した更新内容で利用者ページの掲出を行います。

4. 利用者は、本サービスを、対象施設等に関する営業情報をパブリッシャーサイト又は自らが管理するウェブサイトが付加し、これらを管理する目的（以下「本目的」という）のためにのみ利用できるものとします。
5. 利用者は、善良な管理者としての注意をもって本サービスを利用するものとします。
6. 利用者は、リカバリー社によって本サービスの保守、メンテナンス、運用支援、改修、アップデート等が適宜行われることをあらかじめ了解するものとします。
7. 当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部又は一部を、リカバリー社を含む第三者に委託することができるものとします。

第4条 (本サービスの提供条件)

1. 当社は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、利用者に対し本サービスの提供を行わない。
 - (1) 当社が提供する各種サービス（本サービスを含むがこれに限られない）の利用にかかる対価の支払いを怠っている場合
 - (2) 利用者又は第三者により利用者アカウントに紐付き当社に付与されたオーナー権限が解除された場合
 - (3) Google マイビジネス登録運用代行サービスの利用していない又は利用が終了した場合
2. 当社は、前項の定めにより利用者に対する本サービスの提供を行わない場合であっても本サービス料の減額を行わず、利用者は当社に対し本サービス料を支払う義務を免れない。

第5条 (事前手続)

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要となる Google ビジネスプロフィール及びその他 SNS の ID 及びパスワード（以下「利用者アカウント」という）を、自己の責任で当社に提供するものとします。

2. 前項に基づく利用者アカウントの提供に起因し又はこれに関連して、当社又は利用者と Google, LLC.又は SNS 事業者との間で紛争が生じた場合（ただし、当該紛争が当社のみへの責に帰すべき事由によって生じた場合を除く）、利用者は当社を免責し、自らの責任と負担において当該紛争を解決する責任を負うものとします。
3. 前二項のほか、利用者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとします。
4. 利用者は、第 1 項に定める利用者アカウントの情報を自己の責任で厳重に管理・保護し、当該アカウント又は本サービスに利用するコンピュータ、タブレット端末等のすべてにつき、最新のウイルス等への対策を講じるものとします。

第6条 (利用者コンテンツの維持及び管理)

1. 利用者は、利用者コンテンツを最新かつ正確なものとなるように維持するものとします。
2. 利用者は、利用者コンテンツに以下に掲げる情報を含めないものとします。
 - (1) 事実と異なる情報、性的な情報、第三者を攻撃する情報、名誉を毀損する情報、又は違法な情報。
 - (2) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する情報。
 - (3) 当社、リカバリー社、又はプラットフォーム提供者に対し、提供義務や開示義務等を負わせるようなデータ、コード等。
3. 当社又はリカバリー社が、利用者コンテンツに誤記その他の明らかな誤りが含まれることを指摘した場合には、利用者は速やかに当該誤りを修正するものとします。なお、本条項は、当社らに対し、当該誤りを発見・通知・修正する義務を課すものではありません。
4. 利用者は、当社及びリカバリー社が、本サービスの提供及び本目的の達成に必要な範囲内で、利用者コンテンツを複製、翻案、その他の方法により利用すること、ならびに本サービス提供者（Uberall）及びパブリッシャーサイト運営者を含む第三者に対してこれを提供することを許諾するものとします。

第7条 (契約期間)

1. 本契約は、本契約成立日より有効とし、利用者コンテンツ及びロケーションがパブリッシャーサイトに

掲載された日から起算して1年間とします。

2. 本契約期間満了日の1か月前までに、当社所定の方法により更新しない旨の通知がなされない限り、本契約は同一条件にて1年間自動的に更新されます。

第8条 (当社による解約等)

1. 当社は、本契約期間内であっても、利用者に対し当社所定の方法により通知をすることで、本契約を終了させることができます。
2. 当社は、基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める場合のほか、利用者が第11条(禁止事項)の規定に違反した場合、利用者に対するなんらの通知及び催告なしに、直ちに本契約を解除することができます。
3. 前項の定めにかかわらず、終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、終了時において本約款に基づく未履行の債務がある場合、当該債務については、そのすべての履行が完了するまでの間、本約款が適用されます。

第9条 (利用者による解約)

利用者は、本契約期間中であっても、当社所定の方法により、終了希望日の30日前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことで、本契約を終了させることができます。

第10条 (本サービス料及び事務手数料)

1. 本サービス料は、申込書等に定める額とします。
2. 本サービス料は月額料金とし、本サービス料の課金はパブリッシャーサイトへの情報の掲載時に開始されます。利用者は、掲載開始後に送信されるサービス開始メールをもって課金開始を認識するものとします。
3. 本サービスの利用開始又は終了が契約期間の途中であった場合でも、本サービス料の日割り計算は行わず、1か月分の利用料が発生するものとします。
4. 利用者が本サービスを解約する場合、前条に従うものとしますが、**解約の通知が当該月の20日(当日が土日祝日の場合はその前営業日)を過ぎて行われた場合、利用者は当社に対し、翌月分の本サービス料相当額を事務手数料として支払うものとします。**なお、利用者が、本サービスを値引き価格で利用し

ている場合であっても、**事務手数料は本サービス料の定価の金額となります。**

5. 本サービスに関しては、原約款に定める違約金は適用されません。

第11条 (禁止事項)

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスの提供や利用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (2) 本サービスの一部又は全部を、本目的以外の目的(詐欺等の違法な目的を含みますが、これに限られません)で利用する行為
 - (3) 利用者が、当社の事前の書面による承諾を得ずに、本サービスの一部又は全部を第三者(利用者の委託先を除く)に提供する行為、及び、再許諾、貸与、再販、リース、その他の方法で第三者(利用者の委託先を除く)に利用させる行為。本項において「利用者の委託先」とは利用者が、本サービスを利用するための業務の遂行に必要な範囲に限り、業務を委託する第三者をいうものとします。また、利用者の委託先による本サービスの利用に関する行為については、当社は利用者の行為とみなし、当社は利用者に対しその責任を問うことができるものとします。
 - (4) 本サービスの一部又は全部を、改変、解析、解読、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、生成する行為
 - (5) 本サービスの一部又は全部を複製・翻案する行為
 - (6) 第三者の知的財産権若しくはその他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (7) コンピュータウイルス又は本サービスに有害な影響を与えるコンピュータコードの転送又は保存
 - (8) 法令、公序良俗に違反する行為
 - (9) その他前各号に類する行為
2. 利用者が、前条の禁止事項を行っている、あるいは、本契約に違反をしていると合理的に判断される事情がある場合、当社は、いつでも、本サービスの一部又は全部の利用を中止することができるものとします。

第12条 (本サービスの停止及び中断等)

当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を、利用者に予告なく停止することができます。

- (1) リカバリー社又は当社のサーバー若しくはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
- (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱、本サービスを提供する上で必要となる第三者のサービスの不具合等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
- (3) リカバリー社又は当社のサービスの仕様変更又はシステム都合により、本サービスの提供が不能又は困難な場合

第13条 (免責事項)

1. 当社は、利用者コンテンツがパブリッシャーサイトにおいて利用者の要求・目的のとおりに表示されること、及び本サービスについて瑕疵がないことについて一切保証しません。但し、当社の故意または重過失により利用者コンテンツが表示されない場合には、利用者コンテンツが表示されるまでの期間に係る限りにおいて利用者は、当社に対し、本サービスの利用料を支払う義務を負わないものとします。
2. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより、または利用できなかったことにより、利用者に損失、損害等が生じた場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、当該損失、損害について一切の責任を負いません。
3. 当社は、利用者から、本サービスが別途当社の定める仕様のとおりに動作しない等の不具合（以下、総称して「本不具合等」という）がある旨の通知を受けた場合、合理的期間内に、本不具合等の補修、修正等を行うよう商業的に合理的な範囲で努力するものとします。ただし、当社の故意または重過失により本不具合等が生じた場合に限り、本不具合等の補修、修正等が完了するまでの期間に係る限りにおいて、利用者は、当社に対し、本サービスの利用料を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社は、リカバリー社のシステム不具合、パブリッシャーサイトの仕様変更、通信事業者の設備事故、

天災地変、社会的混乱等、当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難となった場合、当社は、これにより利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、本サービスの提供に関し利用者になんらかの損害が生じた場合であっても、当社又はリカバリー社の故意又は重過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

第14条 (権利の帰属)

1. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、当社、リカバリー社又はリカバリー社が利用許諾を受けている第三者に帰属するものとします。
2. 利用者は、本サービスを第三者に販売、配布、利用許諾、貸与、リース等してはならないものとします。

第15条 (利用者の名称及びロゴの使用)

利用者による本サービスの利用期間中、利用者の事前の書面による承諾を得た上で、リカバリー社のウェブサイト及び当社のウェブサイトその他の広告資料において、当社又は利用者が本サービスを利用していることを紹介するために、利用者の名称及びロゴを利用できるものとします。

第16条 (補償)

利用者は、利用者が本契約に違反したことにより、又は、利用者コンテンツが第三者の知的財産権、又はその他の権利を侵害又は法令等に違反することにより、第三者から、当社及びその関連会社、協力会社、役員、従業員等（以下「当社ら」といいます）が、損害賠償の請求等を受け、これにより当社らに損害（弁護士費用を含みますが、これに限られません）が生じた場合、かかる損害について、当社らを防御し、当社らに何らかの損害が生じた場合は、これを補償するものとします。

第17条 (秘密保持)

1. 当社及び利用者は、本サービスの提供又は利用に関連し、相手方（以下、本条において情報を開示した当事者を「開示者」といい、開示を受けた当事者を「受領者」という）から開示を受け又は知り得た開

示者に関連する技術上又は営業上その他一切の情報（当社が本業務の遂行に必要なと認め利用者に貸与した資料等を含み、以下「秘密情報」という）を善良な管理者の注意義務を持って管理し、第三者に開示・漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的で使用してはならないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
 - (1) 知得する時点で既に公知であった情報又は既に当社又は利用者が適法に保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示時点で公知となっていた情報又は開示後、当社又は利用者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 当社又は利用者が秘密保持義務を負うことなく第三者から入手したことを証明できる情報
 - (4) 当社又は利用者が秘密情報を使用することなく、独自に開発したものであることを証明できる情報
3. 本条第 1 項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則（金融商品取引所の定める規程・規則を含む）上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、受領者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、受領者は、開示前又は開示後遅滞なく開示者に対しその旨を通知しなければならないものとします。
4. 本条第 1 項の定めにかかわらず、受領者は、自己の役員、従業員又は弁護士、公認会計士若しくは税理士その他の法令上の守秘義務を負う専門家に対して、秘密情報を開示することができるものとします。この場合、受領者は、これらの者（法令上の守秘義務を負う者を除く。）をして、本条に定める義務と同等の義務を遵守させるものとし、これらの者が当該義務に違反したときは、当該義務違反を受領者の義務違反とみなして、その一切の責任を負うものとします。
5. 受領者は、秘密情報が記載された書面又は電磁的記録に関し、秘密情報の機密性を保持するために十分な措置を講じるものとします。
6. 受領者は、秘密情報の漏えいが生じた場合には、直ちに開示者にその旨を通知した上で、開示者の指示に従い、自らの費用により必要な調査、拡大防止措

置及び再発防止措置を講じるものとします。

7. 受領者は、本契約が終了した場合、本業務の遂行上不要となった場合、又は開示者が要求した場合は開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還又は廃棄します。

第18条 （個人情報取り扱い）

1. 当社は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法（個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ）及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者が、本約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用により取得した個人情報を個人情報保護法に従って、適切に取り扱うものとします。

第19条 （存続条項）

本契約が、期間満了、中途解約、又は解除等により終了した場合であっても、第 8 条第 3 項（当社による解約等）、第 9 条（利用者による解約）、第 10 条（本サービス料及び事務手数料）、第 11 条（禁止事項）、第 13 条（免責事項）、第 14 条（権利の帰属）、第 16 条（補償）、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（個人情報の取り扱い）及び本条の規定については、引き続きその効力を有するものとします。但し、第 17 条（秘密保持）については 3 年に限り存続します。

以上

制定日 2026 年 3 月 31 日